

## 欧州連合(EU)加盟国向け中古農林業機械の輸出に係るQ&amp;A

	質問内容	回答
1	何故、EU向けの中古農林業機械は、植物検疫証明書を添付する必要があるのですか。	EUが植物検疫規則(Council Directive 2000/29/EC)を改正し、2019年9月1日以降に、スイスを除く全世界から輸入される、農業の用又は林業の用に使用されたことのある一部の機械類及び車両について、輸出国の植物検疫当局が発行する植物検疫証明書の添付を要求しているからです。
2	植物検疫証明書が必要な「農業の用又は林業の用に使用されたことのある機械類及び車両」とはどのようなものですか。	EUへの輸入時に植物検疫証明書の添付が必要なものは、植物検疫規則(Council Directive 2000/29/EC)において、農業の用又は林業の用に使用されたことのある機械及び車両であって、以下の合同関税品目分類表(CN)コードに該当するものと規定されています。  (CNコード) 8432 : 農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る。)及び芝生用又は運動場用のローラー 843353 : 根菜類又は塊茎の収穫機 84368010: 林業用機械 87012090: トラクター: セミトレーラー用の道路走行用トラクター 87019110: 車輪付きの農業用/林業用トラクターでエンジン出力が18kw以下のもの
3	合同関税品目分類表(CN)コードとはなんですか。	EUでは、対外的な共通関税(Common Custom Tariff)の設定のため、「合同関税品目分類表(CN: Combined Nomenclature)」と呼ばれる物品の分類表を策定しています。同分類に基づいた品目コード(CNコード)は、「商品の名称及び分類についての統一システム(Harmonized Commodity Description Coding System)に関する国際条約(HS条約)」に基づいて定められたHS分類(1～6桁目)と、EU独自のCN下位品目分類(CN subheadings、7～8桁目)で構成されています。  (参考:JETRO) <a href="https://www.ietro.go.jp/world/europe/eu/trade_03.html">https://www.ietro.go.jp/world/europe/eu/trade_03.html</a>  EUのCNコードは、COUNCIL REGULATION (EEC) No 2658/87により規定されており、以下のサイトに掲載されています。  <a href="https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX%3A31987R2658">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX%3A31987R2658</a>

4	CNコードの8432(農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る。)及び芝生用又は運動場用のローラー)には、例えば何がありますか。	CNコードの8432に該当するものには、プラウ、ロータリー、播種機、耕運機等が含まれます。輸出する品目のCNコードは、事前に輸入国当局に確認することをお勧めします。
5	何故、EU向けの中古農林業機械は、輸出前に清掃しなければいけないのですか。	EUは、中古農林業機械の輸入条件として、「清掃され、土壌及び植物残渣が付着していないこと」を要求しているため、輸出前に清掃する必要があります。
6	植物防疫所で清掃してくれますか	行いません。ご自身で、輸出検査を受ける前に清掃する必要があります。
7	植物検疫証明書を取得せずに「農業の用又は林業の用に使用されたことのある機械及び車両」をEUに輸出した場合、植物防疫法に基づく罰則の対象になりますか。	植物検疫証明書を取得せずに中古農林業機械をEUに輸出しても、植物防疫法に基づく罰則の対象にはなりません。2019年9月1日以降は植物検疫証明書が添付されていないとEUへの輸入が認められません。
8	新品のトラクター等は対象外ですか。	対象外です。EUが植物検疫証明書の添付を要求しているのは、農業の用又は林業の用に使用されたことのある機械及び車両です。
9	中古の建設機械は対象外ですか。	その機械のCNコードがEUの指定するCNコードに該当しない場合、対象外です。
10	エンジン出力が18kwを超える中古トラクターは対象外ですか。	対象外です。
11	エンジン出力が18kwは何馬力に相当しますか	約24.5馬力です。
12	エンジン出力が18kwを超える中古トラクターの作業機(ロータリー等)は対象外ですか。	対象になることがあります。エンジン出力が18kwを超える中古トラクターは植物検疫証明書の添付が不要ですが、これらに付随するロータリー等の作業機がEUの指定するCNコードに該当する場合は、植物検疫証明書の添付が必要になります。
13	中古の耕運機は対象外ですか。	対象です。ただし、どのCNコードに該当するかは輸入国の関税当局の判断になるため、事前に現地輸入者を通じて確認することをお勧めします。
14	中古の草刈り機は対象外ですか。	対象外です。ただし、どのCNコードに該当するかは輸入国の関税当局の判断になるため、事前に現地輸入者を通じて確認することをお勧めします。
15	輸出検査はどこに申請したらいいですか。	最寄りの植物防疫所にご相談ください。植物防疫所のウェブサイトからお近くの植物防疫所を探すことができます。 <a href="http://www.maff.go.jp/pps/j/map/index.html">http://www.maff.go.jp/pps/j/map/index.html</a>
16	輸出検査や植物検疫証明書は有料ですか。	どちらも無料です。

17	書面での検査を受けるには、どうしたらよいですか。	書面での輸出検査を受けようとする場合、先ず、清掃報告書及び添付様式を添えて輸出検査を申請してください。ただし、一度は、植物防疫所の判断により、所在地において全量の検査を受けていただきます。初回の検査において、土壌及び植物残渣の付着が認められず、かつ清掃施設の設備についても問題が無いことを確認できた場合等には、書面による輸出検査を受けつけることがあります。詳しくは、申請先の植物防疫所に御相談ください。
18	書面検査による輸出検査を希望する場合の添付様式は、輸出する中古農林業機械のCNコードごとに数量の1割以上を添付するとありますが、具体的な例を教えてください	例えば、トラクター15台、耕運機3台について書面による輸出検査を申請する場合、小数点第1位を切り上げ、トラクターは2台分、耕運機は1台分の添付様式が必要になります。なお、添付様式を作成する中古農林業機械は、ご自身で任意に選択していただいてもかまいません。
19	書面検査は、前日に申請すれば必ず翌日に対応してくれますか	申請時間等によっては、ご希望に添えないこともありますので、なるべくお早めにご相談ください。
20	検査申請は、電子申請できますか	申請は書面での申請となります。ただし、事前に検査担当の植物防疫所にご連絡いただき、担当官の了解が得られているときは、検査当日や証明書の受領時に原本を提出することが可能です。申請時に現場発給を申し出てください。なお、書面による輸出検査の場合、画像を確認する必要がありますので、メールを活用ください。
21	証明書は植物防疫所に受取りに行く必要がありますか	原則、検査担当所で交付します。ただし、所在地における検査の場合、検査結果に問題がなければ現場での交付が可能です。また、希望する場合は着払いで郵送することも可能です。検査担当所に郵送方法を相談してください。
22	所在地や輸出港での輸出検査を受ける場合、検査に立ち会う必要がありますか	立会いが必要です。輸出検査時には、植物防疫官の指示に従って中古農林業機械の移動、操作等を行っていただく必要があります。
23	植物検疫証明書に有効期限はありますか	EUの植物検疫規則(Council Directive 2000/29/EC)では、植物検疫証明書は荷口が輸出される14日以上前に作成されてはならないと規定されています。このため、中古農林業機械は植物検疫証明書の発給日から14日以内に輸出(出国)される必要があります。